

6月の  
「家庭の日」は、  
6月19日です！



「家庭の日」シンボルマーク

8日、18日、28日  
も「家庭教育を実践  
する日」です。



「家庭教育を実践する  
日」の具体的な取組と  
して、「話そう! 語ろう!  
わが家の約束」運動を  
推進しています。

ご家庭ごとの「あると  
いいなあ」と思われる  
約束について、家族で  
の話し合いを通して作  
り、見守り、振り返るこ  
とを実践してみませ  
んか。

この機会に、家庭の大  
切さや家族のあり方  
について、見つめ直  
して  
みてください!



## 「家庭教育を実践する日」を ご存じですか？

これは「岐阜県家庭教育支援条例」に基づき  
「家庭の日（毎月第三日曜日）」と  
「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせ  
「家庭教育を実践する日」としています。

「ぎふあおぞらキャンプ」の取組を参考に紹介します

（岐阜県環境生活部私学振興・青少年課）

インターネットやゲームから少し離れて、  
夢中になれるものを探してみませんか？

子どもたちにメディア時間を守らせることが難しい、と考  
える保護者の方も多いと思います。そんな時に、「ネットや  
スマホ」のことをいったん忘れ、家族とのコミュニケーション  
を楽しんだり、野外活動で自然の素晴らしさに触れたり、  
家族で何か楽しんだりしてみませんか。

### 取組方法

- 1 ネットから離れる時間や家族で取組む内容を決める。
- 2 家族で実践する。
- 3 実践中や実践後に、家族の思いを伝える。



### どんな約束を作ればいいかな？

○家族がメディアから離れ、一緒に過ごす時間を決める。

○メディアから離れる時間に、家族で一緒に取組む内容を決める。  
例えば、料理、散歩、運動、読書、サイクリング、買い物、掃  
除、弁当作り、キャンプ、音楽……。楽しいことがたくさんあ  
りそうです。

※「ネット依存対策リーフレット」を参考にして、ゲーム、  
インターネット等の使用について話し合ってもいいですね。



### もし取組に困ったら...

◇県では、乳幼児から小・中学生、次世代（高校生）  
へと切れ目なく「家庭教育プログラム」を取り  
揃えています。

「家庭教育を実践する日」の取組の参考になる  
かと思いますので、ごらんください。

◇「家庭教育を実践する日」に関するご相談は、

環境生活政策課生涯学習係(Tel058-272-8752)まで

